

自転車ヘルメット着用推進補助金 よくある質問

Q バイク用や軽作業用のヘルメットは対象になりますか。

A 自転車用ヘルメットの着用を推進するための補助金ですので、対象にはなりません。

Q 安全認証マークのうち、SG、JCF、CE(EN1078)、GS、CPSC(CPSC1203)以外で対象になるものはありますか。

A ほかに、JIS、SNELL、ASTM等のマークが対象になります。これら以外のマークについては、事前にご相談ください。

Q 自転車用として販売されているヘルメットを購入したところ、CEマークがありますが、EN1078の表示がありません。

A CEマークは、自転車用ヘルメットの規格であるEN1078の表示が確認できるもののみが対象となります。
例えば、EN812(軽作業帽)が自転車用ヘルメットとして販売されているケースがありますが、自転車転倒時における頭部保護の安全基準を満たしていないため、対象とはなりませんのでご注意ください。
なお、同様にCPSCマークも「CPSC1203」が確認できるもののみが対象になりますのでご注意ください。

Q ヘルメットに安全基準認証マークが見当たりません。

A ヘルメットの裏側や、商品の箱、取扱説明書(インターネットで購入した場合は、商品紹介ページ)等をご確認ください。安全基準認証マークが確認できないものは本補助金の対象外となります。ご不明の場合は、ヘルメットをご持参の上で窓口にお越しください。

Q 別居の両親(親族)が購入したヘルメットについてもまとめて申請できますか。

A 一度に申請できるのは同一世帯分のみになりますので、世帯ごとに申請してください。

Q

領収書(レシート)にメーカー名が書いてありませんが申請できますか。

A

領収書(レシート)にメーカー名等、必要な情報が記載されていない場合は、保証書または取扱説明書のコピー、ヘルメット本体のメーカー名記載部分の写真など、不足している情報がわかるものを添付してください。



写真の例(ヘルメットの後側)

Q

インターネット(通販)で購入しましたが、紙の領収書がありません。

A

インターネットで購入した場合、購入したサイトで表示できる「領収書」の画面を印刷するか、スクリーンショット等の方法で保存したうえで、電子申請により申請を行うことをおすすめします。

どちらも難しい場合、当該サイトを開くことができるスマートフォンやその他必要書類をお持ちになって窓口へお越しください。

Q

スマートフォンで添付用の写真(ヘルメットや保証書等)を撮影しましたが、プリンターを所有していないため印刷できません。

A

スマートフォンをお持ちの方は画像の印刷が不要な電子申請をおすすめしますが、窓口で申請する場合は、以下のいずれかの場合により対応します。

1. 申請の際にヘルメットの現物や保証書等の関係書類をお持ちください。
職員が写真を撮影し、申請書類と併せて保管します。
2. 下記メールアドレスまで画像をお送りください。

画像送信用 専用メールアドレス

helmet@city.musashimurayama.lg.jp

【メールを送る際の注意点】

- ◎ 事前に申請書兼請求書等の書類を紙で提出し、その際に画像をメールで送る旨職員にお伝えください。
- ◎ 件名は自転車ヘルメット着用推進補助金の画像送付としてください。
- ◎ 本文に申請者の名前、住所、電話番号を記載してください。
- ◎ 申請内容の確認にあたって、担当からメールまたは電話することがあります。